

## 公益社団法人日本馬術連盟会員倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本馬術連盟(以下「日馬連」という。)の会員が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって日馬連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (会員及び基盤団体の範囲など)

- 第2条 この規程において、「会員」とは、定款第5条第1項に規定する会員をいう。
2. この規程において、「基盤団体」とは、規約第3条第1項に規定する県馬連及び組成団体をいう。
  3. この規程において、「事実調査」とは、会員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

### (基本的責務)

第3条 会員は、定款第3条に規定する日馬連の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

### (遵守事項)

- 第4条 会員は、馬のウェルフェアを最優先し、いかなるときも馬を虐待してはならない。
2. 会員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
  3. 会員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する行動を行ってはならない。
  4. 会員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。
  5. 会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪を犯してはならない。
  6. 会員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為を行ってはならない。
  7. 会員は、名誉を重んじ、常に品位を高め日馬連の信頼を維持するよう努めなければならない。
  8. 会員は、正当な理由なく第9条の事実調査を拒んではならない。

### (司法委員会・相談窓口・相談員)

- 第5条 日馬連役職員倫理規程に規定する司法委員会、相談窓口が、この規程の実行性を確保する事務を行う。
2. 相談窓口の相談員は、基盤団体に所属する会員の事案については、司法委員会の指示を受け基盤団体の倫理委員会と協調して第9条に規定する事実調査を行う。

(苦情相談の申し出)

第6条 会員は、相談窓口又は司法委員会又は基盤団体の倫理委員会に対して会員に関する苦情相談を行うことができる。

(基盤団体の責務)

第7条 基盤団体は、基盤団体に所属する者の事案に関し倫理委員会を設置し、本規程に準じた規程を設けて倫理問題を処理しなければならない。

2. 基盤団体に所属する者で会員でない者の事案については、当該基盤団体の倫理委員会が対応する。
3. 基盤団体の倫理委員会は、前条により会員に関する苦情の相談があったときは、速やかに日馬連司法委員会に報告し、相談員と協調して事実調査などに対応しなければならない。
4. 基盤団体は、前項の事実調査を行い、会員である基盤団体に所属する者に対して懲罰を科した場合には、その内容を日馬連に報告しなければならない。

(懲罰の種類)

第8条 本規程による懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1)除名
- (2)資格、登録の取り消し
- (3)資格、登録の停止
- (4)戒告

(処分等)

第9条 会員に第4条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、司法委員長は、1名又は3名の司法委員をパネルとして指名し、パネルは直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。

2. 会員に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、司法委員長は、1名又は3名の司法委員をパネルとして指名し、パネルは直ちに事実調査を行う。
3. 前2項の調査の結果、会員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、司法委員会の報告を受けて理事会に諮り、第8条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、除名については定款の定めに従う。
4. 事案の性質上適切と認められる場合には、パネルは暫定的資格停止を科すことができる。暫定的資格停止のうち実際に資格停止に服した期間は、最終的に科される資格停止期間から差し引かれる。暫定的資格停止は、パネルの決定で終了させることができる。
5. 日馬連は、基盤団体会員としての処分にかかわらず、日馬連会員としての処分を

決定する。

6. 日馬連は、処分を決定した場合には、懲罰対象者ならびに所属する基盤団体にただちに処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて通知する。
7. 日馬連は、苦情申立者に調査、処分等の結果を文書にて通知する。
8. 日馬連は、基盤団体に対して、監督責任を問うことができる。

(利害関係者の排除)

第10条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

(苦情申立者のプライバシー保護)

第11条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いは、日馬連個人情報保護規程によるほか、必要な場合を除いて匿名とする。

(苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

第12条 日馬連は、苦情申立者が申立をしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取扱いをしないものとする。

2. 日馬連は、苦情申立者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本規程及び日馬連役職員倫理規程により処分することができる。

(不正目的の申立の禁止)

第13条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、日馬連又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立を行ってはならない。

2. 日馬連は、前項に該当する申し立てを行った者に対し、本規程及び日馬連役職員倫理規程により処分することができる。

(懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

第14条 日馬連による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。

2. 日馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(復権)

第15条 除名又は資格、登録取り消しの処分を受けた会員が、再度資格取得又は登録しようとする場合は、違反行為をしない旨の誓約書を提出し、理事会で決定されるものとする。

(その他)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本馬術連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月6日から施行する。(第1条～第16条)

附則

この規程は、平成27年4月16日から施行する。(第14条第2)

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(第4条第1号、第9条第4)

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(第5条、第6条、第7条第3、第9条第1・第2・第3・第4・第6)

附則

この規程は、令和6年3月7日から施行する。(第9条第1・第2)